

◎新潟県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
十日町市小脇丁41番1 から同市小脇丁2050番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和8年8月7日